

全日赤安曇野病院単組

全日赤・看護問題対策委員会ニュースより

## やってわかった！2交替は過酷な勤務 2交替を3交替にもどす

安曇野日赤病院の循環器病棟では、5月～6月の2ヶ月間実施した長時間2交替制夜勤を3交替制夜勤に戻すことを決めました。当病棟では、師長も含め23名の人員でしたが、夜勤ができないスタッフが増え、3交替制夜勤でも、12日夜勤をしなければならない状態になってしまい、労使協議を重ねた結果、究極の選択として2交替制夜勤に踏み切りました。しかし、6月に入り、みんなで話し合った結果、3交替にもどすことを決め、病院と交渉し3交替に戻しました。

職場で話し合う中で、次のような意見がでました。

○2交替制のここがいい

- ・3交替制だと日勤の深夜入りがつらいが、2交替夜勤は夜勤まえに休める。
- ・休日を休日として有効につかえる。
- ・夜勤明けと次の日も休めるので休息がとれる。

○2交替のここが問題

- ・2交替で重症者を看続ける集中力と体力は厳しい。
- ・仮眠場所の環境を整えてほしい。足を伸ばして休みたい。防音や安心できる場所を。
- ・長時間夜勤の回数が多ければ続けられない。疲れがとれない。
- ・4人夜勤にするなど条件が整わない限り、2交替はしたくない。
- ・16時間も患者さんを看続けているのは辛くてたいへん。急変があった時など、朝までずっと自分の責任で見ていくのはたいへん。
- ・2交替制夜勤は時間が長い分、夜勤明けの疲労の回復がなかなか取れないように思う。
- ・2交替を続けるなら、入院制限や業務改善をやってほしい。

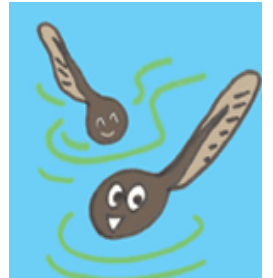
単組は、「看護師を増員して、夜勤日数を減らしてほしい。今の看護師の働き方が続けば次々と看護師は辞めていく。事故を防ぐためにも、看護師の増員は必要」と病院と交渉中です。全日赤は、長時間夜勤の弊害は大きく、2交替制の導入には反対です。3交替制の8日夜勤厳守と日勤の深夜入りの改善は是非必要だと考えています。

## 新人の卒後臨床研修制度化を視野

厚労省野村看護課長

野村課長は、5月31日、国際看護師協会（ICN）学術集会で、日本の看護行政について解説。「新人看護師の臨床実践能力を向上させるしくみが必要」と述べ、卒後臨床研修の制度化にむけた方向性を示した。厚労省は、今年度中に新人看護職員の研修のあり方に関する検討会の設置を予定している。

看護職員の確保については、「入院基本料7対1の新設によって看護師不足が起こり、看護師の潜在問題が生じている。この問題を解決しなければならない」と述べ、「養成だけでは限界がある。再就業と離職の防止が必要」と、対策に取り組む姿勢を示した。



## 看護師の定着が重点課題

日本看護協会久常会長

久常会長が、2期目の抱負を記者発表で語った。久常氏は「看護師が年間で10万人辞める現状は問題がある。働き続けることのできる労働環境の改善が必要」と述べ、退職した看護師の掘り起こしから看護師の定着へと力点を移し、離職率低下を重点課題とする考えを示した。また、「約半数の看護職が子供を持ちながら働いている。超過勤務の多い状況では、辞めてしまっても仕方がない」とも述べ、子育てしながら働き続けられる労働環境の整備が不可欠と強調した。

このほかの重点課題として、①看護師基礎教育の4年制化の推進、②新人看護師臨床研修の制度化推進、③生活習慣の改善を可能にする保健指導の仕組みづくりなどをあげた。

## 865件の医療機関が長時間労働で法違反 05年、厚労省が報告

厚労省の青木労働基準局長は、6月1日の衆院厚生労働委員会で、2005年に医療機関で何らかの労基法違反と認められたのは1363件、うち865件が労働時間に関する違反事項だったことを明らかにした。

医療保健業全体で監督指導が実施されたのは1759件。うち労基法違反と認められたのは1363件（違反率77.5%）に上り、全産業と比較して高かった。違反事項別では、労働時間に関するものが865件（49%）と多い。

武見敬三厚労副大臣は、医師の増員により交替制勤務を導入して是正した例などを紹介しながら、ただ「労働行政などの形で実態の改善に取り組むには限界がある。あまり極端に推し進めると、現場の混乱も想定される。」と指摘し、実情を踏まえた改善策を講じる必要があると強調した。

全医労岩手支部

## 36協定締結に伴い 超過勤務の対象を明確化

岩手支部は、窓口交渉を重ねながら36協定を締結、それに伴い超過勤務の対象と確認方法について追求し、下記の約束を確認しました。

◆超過勤務の対象

- ①サマリー、②看護計画、③サラット報告、④新人教育、⑤学生の記録点検、⑥各種委員会に関係する仕事、⑦病棟係の仕事、⑧カンファレンス、⑨取れなかった休憩時間、⑩勤務前の情報収集（※業務改善とともに、事前命令・事後確認を徹底する）、⑪日当直時の超過勤務対象（※本業務はすべて超過勤務）

◆超過勤務の確認方法

- ①各種委員会を時間外で行う時は、超過勤務として事前命令を徹底する。
- ②時間外労働は、正規の勤務終了時間から開始とする。
- ③事前命令より超過勤務時間が延びた時は、実際の終了時間までが超過勤務である。
- ④新採用者は就職時からの業務と認める時間外業務については超勤対象である。
- ⑤師長が不在の時の確認方法として、後番勤務者が確認する。当直者が確認する。

